

- 1、公休日を一個月三日以上とす
- 2、皆勤手當を全従業員に對し支給すること
但公休日とは皆勤賞與
- 3、事故一切は營業主全部負擔のこと
但事故の場合は營業主解決交渉すること
- 4、公傷の場合は日當支給すること
但全治する迄右日當支給のこと
- 5、退職に際し工場法を適用せられ度
- 6、解雇手當として月給の二箇月分以上を支給
- 7、過失により車の損傷又は道具類の紛失破損の場合は全従業員に於て自辨せざること
- 8、全従業員に對し夏服、冬期制服制履を支給すること
- 9、豫備運轉手採用のこと

- 10、食事改善のこと。但食事は従前通のこと
 - 11、歩合高廢止
 - 12、固定給とすること
但七拾圓以上とする車掌參拾圓以上のこと
追加の分（五月十一日）
 - 1、元松、入江兩氏に對する解雇通知書撤回
 - 2、サービス深夜修理取止め
晝食後の休憩時間を與へること、終業時間は午後七時とする
 - 3、争議に依り犠牲者を出さざること
 - 4、今回の争議費用は一切營業主に於て負擔
- 十、
通
- 會社側は直ちに争議參加の従業員自宅を訪問し營業に努めた